

後期医療	後期高齢者医療保険料の減免
------	---------------

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには、申請が必要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

【対象】

平成 28 年熊本地震により、被災された方で、その方の属する世帯の世帯主が居住する家屋が全壊又は半壊の状態のもの

【問い合わせ先】

市民課 高齢者医療係

電話 0964-32-1417 (直通)

0964-32-1111 (内線 1151)